

新型コロナウイルス感染症患者の発生について

令和2年7月26日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部
京都府健康福祉部健康対策課

以下のとおり、2名の陽性者が判明しましたのでお知らせします。

引き続き、患者の濃厚接触者の把握など積極的疫学調査を確実にを行い、感染拡大防止に取り組んでまいります。

また、7名の方が退院及び入院勧告解除されましたので、併せてお知らせします。

1 陽性が判明した方の概要

(1) 府645例目（40歳代男性、山城南保健所管内）

（経過）

7月19日 接触者として検体採取、陰性
7月24日 頭痛、関節・筋肉痛
7月25日 検体採取
7月26日 陽性判明

（現在判明している概要）

府529例目の接触者、会社員、入院調整中

（接触者）

調査中

(2) 府646例目（10歳代女性、山城南保健所管内在住）

（経過）

7月19日 接触者として検体採取、陰性
7月25日 下痢、倦怠感、眼痛、検体採取
7月26日 陽性判明

（現在判明している概要）

府529例目の接触者、入院調整中

（接触者）

調査中



2 退院及び入院勧告解除の状況

以下の7名について、厚生労働省の基準に合致したため、退院及び入院勧告解除

- ・府内448例目
- ・府内480例目
- ・府内481例目
- ・府内491例目
- ・府内506例目
- ・府内519例目
- ・府内529例目

【参考】退院に関する基準（厚生労働省通知抜粋）

- 1 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- 2 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後、核酸増幅法又は抗原定量検査の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

報道に当たっては、個人情報保護に御配慮いただくとともに、医療機関や関連施設の取材に当たっては、混乱や風評被害が生じないよう特段の御配慮をお願いします。

本件に関する問い合わせ先	075-414-4723
その他新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先	075-414-4726